みやぎ違反広告物除却サポーター制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、違反広告物の除却を推進し、もって良好な景観を形成し、及び風致を維持することを目的として、屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下「法」という。)第7条4項の規定による土木事務所長又は土木事務所地域事務所長(以下「所長」という。)の委任を受けて、宮城県屋外広告物条例(昭和49年宮城県条例16号。以下「条例」という。)に違反するはり紙(以下「違反はり紙」という。)の除却を行うみやぎ違反広告物除却サポーター(以下「除却サポーター」という。)の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(除却推進団体の認定)

- 第2条 所長は、違反はり紙を除却しようとする団体(その構成員(満20歳以上に限る。以下同じ。) 数が3人以上であるものに限る。)で、違反はり紙の除却を行うことが適当であると認めるものを違 反広告物除却推進団体(以下「除却推進団体」という。)として認定することができる。
- 2 前項の規定による認定を受けようとする団体(以下「申請団体」という。)は、違反広告物除却推進団体申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類(以下「添付書類」という。)を添付して、活動しようとする地域を所管する所長に提出しなければならない。
 - (1) 構成員の名簿(様式第2号)
 - (2) 活動計画書(様式第3号)
 - (3) その所長が必要と認める書類

(認定書の交付等)

- 第3条 所長は、前条第2項により申請団体から申請書が提出された場合において、同条第1項の規 定による認定をしたときは、当該申請団体に対し違反広告物除却推進団体認定書(様式第4号。以 下「認定書」という。)を交付するものとする。
- 2 前条第1項の規定による認定の期間は、前項の認定書の交付の日から2年以内とする。ただし、 所長が適当と認めるときは、これを更新することができる。

(変更等の届出)

- 第4条 除却推進団体は、申請書又は添付書類に記載された事項に変更が生じたときは、所長に違反 広告物除却推進団体認定変更届出書(様式第5号)を提出しなければならない。
- 2 除却推進団体は、その活動を廃止したときは、所長に違反広告物除却推進団体活動廃止届出書(様 式第6号)を提出しなければならない。

(認定の取消し)

- 第5条 所長は、除却推進団体が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。
 - (1) 不正の手段により第2条第1項の認定を受けたことが明らかになったとき。
 - (2) 構成員が3人未満になったとき。
 - (3) 除却推進団体としてふさわしくない行為があったとき。
 - (4) その他除却推進団体が違反はり紙の除却を行うことが適当でなくなったと所長が認めるとき。 (除却サポーター)
- 第6条 所長は、除却推進団体の構成員で各号の要件のいずれかを満たす者に対し、除却サポーター として法第7条第4項の規定による簡易除却の権限(はり紙に係るものに限る。)を委任することが

できる。

- (1) 所長が開催する簡易除却に関する講習会等を受講した者
- (2) その他所長が前号と同等以上の知識を有すると認める者
- 2 前項に定める委任の期間は、2年以内とする。ただし、所長が適当と認めるときは、これを更新 することができる。
- 3 所長は、第1項に定める委任を行ったときは、除却サポーターにみやぎ違反広告物除却サポーター 一証明書(様式第7号。以下「証明書」という。)及び腕章を交付するものとする。

(除却対象)

- 第7条 除却サポーターが除却できる広告物は、条例第3条各号に掲げる物件に表示されている違反 はり紙とする。ただし、次に掲げる広告物は、この限りでない。
 - (1) 政党、政治団体、労働団体その他団体又は個人が政治活動又は労働運動のために表示するもの
 - (2) 町内会行事の開催のために表示するものその他非営利目的のもの

(遵守事項)

- 第8条 除却サポーターは、次に掲げる事項を遵守して除却活動を行わなければならない。
 - (1) 証明書を携帯し、腕章を着用すること。
 - (2) 2人以上で活動を行うこと。
 - (3) 日没後の除却活動は避けること。
 - (4) 違反はり紙が除却対象であるか疑義が生じた場合等は、所長の指示を受けること。
 - (5) 関係法令及び所長の指示に従うこと。

(委任の取消し)

- 第9条 所長は、除却サポーターとしてふさわしくない行為があったと認めるときは、当該除却サポーターに対する委任を取り消すことができる。
- 2 第5条の規定により認定を取り消された除却推進団体に係る除却サポーターは、当該認定の取消 しにより委任を取り消されたものとみなす。

(証明書等の返環)

第 10 条 除却サポーターは、委任期間が満了したとき、委任を取り消されたとき又は活動を廃止した ときは、証明書及び腕章を所長に返還しなければならない。ただし、委任期間満了後に更新をした 場合の腕章については、この限りでない。

(報告)

第 11 条 除却推進団体の代表者は、除却活動報告書(様式第 8 号)を、9 月末日及び3 月 15 日まで に所長に提出しなければならない。

(実施細目)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、除却サポーターの設置等に関し必要な事項は、別途定める。

この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月16日から施行する。

様式第1号

違反広告物除却推進団体認定申請書(新規・更新)

年	月	日

宮城県	事務所長	毆
ロ 7% 7下	ナルバル	灰人

団体名:		
代表者氏名:		
1021201		
住所:		
雷託悉县·		

下記のとおり除却推進団体の認定を受けたいので、みやぎ違反広告物除却サポーター制度要綱第2条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

		10
1	除却活動場所	宮城県 市・町・村
2	構成員の人数	人
3	活動期間	年 月 日まで
4	添付書類	(1) 構成員の名簿(様式第2号)(2) 活動計画書(様式第3号)(3) その他
	備考	

(注意)

- 1 申請窓口は、活動場所を所管する土木事務所行政班又は土木事務所地域事務所行政班です。
- 2 除却推進団体として認定されるためには、満20歳以上の構成員が3人以上必要です。
- 3 実際に除却活動を行うには、団体としての認定のほか、講習会を受講し、構成員が除却サポーターとしての委任を受ける必要があります。

違反広告物除却推進団体構成員名簿

団体名:	(枚目/	枚中)

No	^{ふりがな} 氏 名	連絡先(住所・電話番号)	生年月日	備考
1	(代表者)	住所		
'		電話		
2		住所		
		電話		
3		住所		
		電話		
4		住所		
		電話		
5		住所		
		電話		
6		住所		
		電話		
7		住所		
		電話		
8		住所		
		電話		
9		住所		
		電話		
10		住所		
		電話		
11		住所		
		電話 住所		
12		電話		
		住所		
13		電話		
		住所		
14		電話		
		住所		
15		電話		
		ТОНН		

活動計画書

団体名:

	氏名					
連絡先	電話			Fax		
	E-mail					
	次のとお	り除却を行う予	定です。(口に	ニチェックを	入れる。)	
除却活動予定日及 び時間	□毎週	曜日 午前・ 午前・午後	午後	: ~4	〜午前・午後 午前・午後 後 :	
主な活動場所		市・町・村				
除却活動の内容 及び方法						
備考						

 OOO第
 号

団体名

代表者氏名 様

宮城県 事務所長

違反広告物除却推進団体認定書

年 月 日付けで申請のありました違反広告物除却推進団体の認定について、みやぎ 違反広告物除却サポーター制度要綱第2条第1項の規定により、下記のとおり認定します。

記

- 1 除却推進団体名
- 2 代表者氏名
- 3 活動期間 年月日から 年月日までの間
- 4 活 動 場 所 市町村内
- 5 構 成 員 数 人

(担当) 宮城県 事務所行政班

電 話: FAX:

E-mail:

 GOO第
 号

団体名

代表者氏名 様

宮城県 事務所長

違反広告物除却推進団体更新認定書

年 月 日付けで申請のありました違反広告物除却推進団体の更新認定について、み やぎ違反広告物除却サポーター制度要綱第3条第2項の規定により、下記のとおり認定します。

記

- 1 除却推進団体名
- 2 代表者氏名
- 3 活動期間 年月日から 年月日までの間
- 4 活 動 場 所 市町村内
- 5 構 成 員 数 人

(担当)宮城県 事務所行政班

電話: FAX: E-mail:

様式第5号

違反広告物除却推進団体認定変更届出書

				年	月	日
宮城県	事務所長	殿				
			団体名:			
			代表者氏名:			
			住所:			
			電話番号:			

年 月 日付け 第 号で認定書の交付のありました違反広告物除却推進団体の認定事項について下記のとおり変更がありましたので、みやぎ違反広告物除却サポーター制度要綱第4条第1項の規定により、届け出ます。

記

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
備考			

(注意)

- 1 申請窓口は、認定申請を行った場所と同じ土木事務所行政班又は土木事務所地域事務所行政班です。
- 2 変更事項が添付書類の場合は、添付書類を添付してください。

宮城県

違反広告物除却推進団体活動廃止届出書

事務所長 殿

	年	月	H	
団体名:				
代表者氏名:				
住所:				

電話番号:

年 月 日付け 第 号で認定書の交付のありました宮城県違反広告物除却 推進団体の活動を廃止しましたので、みやぎ違反広告物除却サポーター制度要綱第4条第2項の規定 により、届け出ます。

記

1	除却活動場所	宮城県		市・町・	· 村	
2	構成員の人数					Α
3	活動廃止年月日		年	月	日	
	備考					

(注意) 除却サポーターに交付した証明書及び腕章を返却してください。

6センチメートル

センチメート

宮城県〇土 年第 号

みやぎ違反広告物除却サポーター証明書

氏 名

生年月日

この者は、みやぎ違反広告物サポーター制度要綱第6条第1項の規定によるみやぎ違 反広告物除却サポーターとして、屋外広告物法第7条第4項の規定により、違反はり紙 の除却を委任された者であることを証する。

有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

宮城県 事務所長 印

9センチメートル

(裏)

みやぎ違反広告物除却サポーター制度要綱(抄)

(遵守事項)

- 第8条 除却サポーターは、次に掲げる事項を遵守して除却活動を行わなければならない。
 - (1) 証明書を携帯し、腕章を着用すること。
 - (2) 2人以上で活動を行うこと。
 - (3) 日没後の除却活動は避けること。
 - (4) 違反はり紙が除却対象であるか疑義が生じた場合等は、土木事務所長又は土木事務所地域事務所長の指示を受けること。
 - (5) 関係法令及び土木事務所長又は土木事務所地域事務所長の指示に従うこと。

[〇〇事務所の連絡先]

〇〇〇〇事務所行政班 電話:〇〇〇一〇〇〇一〇〇〇

9センチメートル

除却活動報告書

				年	月	日
宮城県	事務所長	殿				
			団体名:			
			代表者氏名:			
			住所:			
			電話番号:			

次のとおり違反はり紙を除却しましたので、みやぎ違反広告物除却サポーター制度要綱第 11 条の規 定により、報告します。

記

活動期間: 年 月 日 ~ 年 月 日

回	活動日時		除却場所	除却枚数	参加人数	備考
	年 月	日				
	午前·午後 :					
	~午前・午後	:		枚	人	
	年 月	日				
	午前·午後:					
	~午前・午後	:		枚	人	
	年 月	日				
	午前·午後:					
	~午前・午後	:		枚	人	
	年 月	日				
	午前·午後:					
	~午前・午後	:		枚	人	

回	日時	除却場所	除却枚数	参加人数	備考
	年 月 日				
	午前·午後:				
	~午前・午後 :		枚	人	
	年 月 日				
	午前·午後:				
	~午前・午後 :		枚	人	
	年 月 日				
	午前·午後:				
	~午前・午後 :		枚	人	
	年 月 日				
	午前·午後:				
	~午前・午後:		枚	人	
	年 月 日				
	午前·午後 :				
	~午前・午後 :		枚	人	
	年 月 日				
	午前·午後 :				
	~午前・午後 :		枚	人	
	年 月 日				
	午前·午後:				
	~午前・午後:		枚	人	
	年 月 日				
	午前·午後:				
	~午前・午後 :		枚	人	
	年 月 日				
	午前·午後:				
	~午前・午後 :		枚	人	
	年 月 日				
	午前·午後:				
	~午前・午後:		枚	人	
	年 月 日				
	午前·午後:				
	~午前·午後 :		枚	人	
	<u>चि</u> ਜੋT	_	枚	人	
	合 計	_	枚	人	